

## 九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成31年4月18日)

開催日及び場所		平成31年3月20日(水曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟10階 九州農政局会議室7		
委員		福西武夫(弁護士) 久峨正義(公認会計士) 大津孝典(税理士) 田端洋昭(ジャーナリスト)		
審議対象期間		平成30年10月1日～平成30年12月31日		
審議対象案件		156件 うち、1者応札案件24件 契約の相手方が公益法人等の案件2件		
抽出案件		7件 うち、1者応札案件3件 (抽出率4.5%) (抽出率12.5%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)		
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件
			工事希望型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	0件	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	0件
			簡易公募型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件
簡易公募型プロポーザル			0件	
標準型プロポーザル			0件	
その他の随意契約			0件	
物品・ 役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
	指名競争	0件		
	随意契約(企画競争・公募)	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
	随意契約(その他)	0件		
(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1. 平成30年度第3・四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①平成30年度嘉瀬川上流農地防災事業 北山ダム貯砂施設(初瀬川)工事</p> <p>・この貯砂施設工事は、このダムでは初めて行われたのですか。</p> <p>・何年かに1回行うとか決まっているものですか。</p> <p>・今後も工事を継続していくのですか。</p> <p>・入札執行調書ですが、一見すると落札者以外が足並み揃えて無効となっており、不自然な感じがしますが。</p> <p>・業者が間違えていたという事ですか。</p>	<p>・そうです。</p> <p>・貯砂施設は今回が初めてで、そもそもダムは土砂が必ず流入してくるものであり、ダムの底に土砂が溜まるエリアを確保してありますが、このダムは想定以上の土砂が流入しており、どういふ対策をするかという事で、まずは土砂を撤去し、今後も流入する土砂を受け止め、定期的に撤去し易くするための施設を造ることとしました。</p> <p>・この貯砂施設を造る工事は来年度に仕上げの工事もありますが、それ以降は、施設を管理する土地改良区が維持管理の中で何年か毎に貯まった土砂の撤去を行うこととなります。</p> <p>・本工事は非常に単純な工事であり、各業者とも予定価格に近い積算が可能であると考えられます。本件については、応札各者から内訳書を徴収し内容を検証した結果、違算が見受けられました。違算の内容は、河川の仮廻しに使うコルゲート管について、別工事で使用し保管していた物を官支給品として使用する事としており、積算上材料費は0円となりますが、共通仮設費等の対象金額としては計上すべきところを材料費と同じく0円としていたためです。このような積算の特殊性から、このような入札結果になったと判断しております。</p> <p>・そうです。積算システムでも間違い易い特殊な積算であったという事です。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、積算を間違えていても調査基準価格をクリアしていれば落札となるのですか。</li> <li>• それも含めて、揃って間違えている事が不自然な感じもするが。</li> <li>• 積算の方法、内訳は事前に示されないのですか。</li> <li>• 仕様書どおりに積算すればこういう結果にはならなかったという事ですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• そういう場合もあり得ます。その経費分は業者が損をする事になりますが、その金額で請け負うという事になります。</li> <li>• 今回は調査基準価格を下回る業者が多く、検証した結果、その原因が確認できましたが、落札者についてはきちんと計上しておりました。</li> <li>• 先程も申し上げたとおり、本工事は、購入する資材もほとんど無く、非常に単純な土工事であるため、基準に照らせば自ずと予定価格に近い金額で積算出来るものです。</li> <li>• 工事自体は単純なものですが、官支給品があるというところが特殊で、そこを間違ってしまった業者が多かったと考えております。</li> <li>• 積算方法や内訳は、事前に公表しています。今回のコルゲート管の官支給品についても、特別仕様書に示しています。</li> <li>• 特別仕様書及び積算基準どおり、官支給品は材料費0円だが、諸経費の対象金額としては計上するという基準どおりの積算をしてもらえれば良かったと思われます。</li> </ul>
	<p>②平成30年度駅館川農地整備事業 矢津工区付帯工（その3）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 違算の原因は各社それぞれですか。</li> <li>• 事業工期のH34年度まで同様な工事が続くのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各社それぞれです。主なものは、積算条件の読み違いや資材の二重計上などの間違いがありました。</li> <li>• 当地区は、農地整備事業を実施しており、主に山間部における農地の区画整理を行います。それに付帯して管水路工事もあります。</li> </ul>
	<p>③平成29年度筑後川下流福岡国営施設 機能保全事業 谷垣排水機場原動機設備製作工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 元々の工事もクボタ機工(株)ですか。</li> <li>• 今後もこの排水機場の工事はクボタ関連となるのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 元々はクボタです。</li> <li>• 必ずしもそうだと断言できませんが、一者応札の聞き取りでも、責任分界点の問題もあり、他社製品には手を出し</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の積算では、当初設置した工事の単価等がベースとなっているのですか。</li> <li>・ 耐用年数は何年ですか。</li> <li>・ 何カ所もあるのですか。</li> <li>・ 他社が参加し易くするため緩和できる条件とはどのようなものがありますか。</li> <li>・ 図面等も開示しているのですか。</li> </ul>	<p>にくいということはあるようです。ただ、別会社が落札する場合もあるので、次もクボタ関連とは言い切れませんが、そういう事が多いのも事実かも知れません。</p> <p>当方としては、参加条件の緩和や情報の開示等、他社が入れる環境づくりをする事が重要だと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の積算基準や単価を採用しており、当初の単価等を参考にしている訳ではありません。</li> <li>・ 使い方にもよりますが、標準では27年です。</li> <li>・ 図面上のPという部分が排水機場です。</li> <li>・ 過去の施工実績等の規模要件を緩和しています。また、施設対象となる設備の仕様、構造等についても、必要に応じて関係図書の閲覧、開示等を行っています。</li> <li>・ 案件に関連する部分は開示しています。</li> </ul>
	<p>(2) 抽出業務</p> <p>①平成30年度筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 幹線水路田川城島線工事に伴う標準地選定その他業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札率100%で落札されているが、100%となった理由は何ですか。</li> <li>・ 技術提案書評価についても、何を満たせば何点とか開示されているのですか。</li> <li>・ 具体的に何をする業務なのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算基準や労務単価は公表されており、入札参加資格を確認後、積算資料を配付しています。歩掛りや打合せの条件についても示しているため、発注者と同等の積算が可能であったと考えております。</li> <li>・ 評価項目やA評価なら何点といった部分まで開示しています。具体的な評価については、事業所内の審査委員会にて内容を評価しています。</li> <li>・ この地区のパイプライン工事では、農地等の地下に管を埋設していますが、その際に区分地上権を設定します。これは管の埋設により土地の利用を阻害する事に対する補償であり、その土地</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分地上権を設定すると、そこには何も建てられないのですか。</li> <li>・制約の範囲内であれば問題ないのですか。</li> </ul>	<p>の価格を元に算定します。また、資材置き場等の工事用地の借地にあたって、その土地の価格を算定する必要があります。</p> <p>本業務では、その地域の標準的な土地の評価格及び事業対象用地の評価格の算定を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建てられないのではなく、1㎡当たり何トンといった加重制限をかけるというものです。</li> <li>・基本的にはそうですが、管に不具合等あった場合には、掘り返したりしますので、家等の永久構造物を建てられると支障があります。</li> </ul>
	<p>②平成30年度広域農業基盤整備管理調査大淀川左岸地区広沢ダム他水質調査検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格は無いのですか。</li> <li>・価格点の算式で、<math>40 \times (1 - \text{⑤} / \text{①})</math> とあるが、40とは何ですか。</li> <li>・技術提案書の評価項目で、「業務執行技術力」の「技術者継続教育に対する取組み」の「農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況」で差がついているが、具体的にどのような内容ですか。</li> <li>・外部の団体によって客観的な評価がされているという事ですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程に基づき、予定価格が1千万円未満の工事・業務については、調査基準価格を設定しないこととなっております。</li> <li>・本件は、総合評価落札方式（実施方針重視型）の入札となっております。この場合、価格点の満点40点を示しており、実施方針重視型は、技術点の満点が40点、価格点の満点が40点という比率が1：1の方式となっております。</li> <li>・この項目については、A評価、B評価、C評価、D評価で、それぞれ3点、2点、1点、0点という評価をする事を事前に公表しております。B社は、前年度に50CPDまたは過去3年間に150CPD以上を取得していることから、A評価3点となっております。CPDというのは継続教育の意味で、農業農村整備に関する継続教育に関して、(公社)農業農村工学会が認定した研修の受講や関係する国家資格の取得等によりポイントが加算されるというものです。</li> <li>・ご指摘のとおりと考えています。CPDポイントは、毎年自分の受講等履歴を学会に申請することでその証明書が発行されるようになっており、それを提出してもらい確認のうえ評価を行っています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札金額はA社の方が低いが、評価値の0.9点くらいの差で結果に差があったという事ですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる価格競争ではなく、総合評価という仕組みの中では逆転する事もあり得ます。</li> </ul>
	<p>(3) 抽出物品・役務等 ①平成30年度南部九州土地改良調査管理事務所空調設備取替</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格が1千万円未満なので調査基準価格は無いということですか。</li> <li>・予定価格とは開きが大きいようだが、これで履行出来るという事で大丈夫ですか。</li> <li>・この業者は、今までに落札した実績はありますか。</li> <li>・取替はもう終わっていますか。</li> <li>・一者応札の理由が、時期的に忙しい時期だったという事ですが、やはりそういう時期だったのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうです。</li> <li>・調査基準価格が必要なものは1千万円以上であり、本件については問題ないと考えています。</li> <li>・地元業者であり、当初の設備工事の業者でない事は確認していますが、今までの契約実績については承知しておりません。</li> <li>・終わっています。</li> <li>・アンケート調査の結果、年末で忙しい時期であったと聞いています。</li> </ul>
	<p>②平成30年度有明海東部海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び西国東海岸保全事業 九州農政局直轄事業海岸保全施設検討業務委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3地区の内、2カ所が終わろうとしている時期に実施する意味は何ですか。違う方法等を示された場合はどうするのですか。</li> <li>・企画提案書の評価について、最高点は合計で135点となるが、今回は85点という事で問題ないのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3地区では、それぞれ課題が違います。有明海東部地区については、付帯施設の効果を検証しており、維持管理に向けた検討を行っております。玉名横島地区については、堤防の盛り立てがまだ全部終わっておらず、沈下の予測と実測を検証し、施工に反映しています。西国東地区については、事業が始まったばかりで、ボーリング調査等を行っており、調査結果を検討し、事業実施手順等を諮っているところです。</li> <li>・それぞれの項目で欠格にあたらなければ採用する事が出来ると考えております。何点以下は契約しないという基準にはなっておりません。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あまりに低いと契約しないという判断もあるのでしょうか。</li> <li>・委託金額の上限はどのように算定しているのですか。</li> <li>・この様な業務を受託可能な法人・業者は他にもあるのですか。</li> <li>・他の案件では競争されているという事ですか。</li> <li>・上限があり、毎回一者だけで応札されていると、限りなく上限に近くなってしまいそうだが、同業他社があるという事ですね。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そういう事例は無いと思いますが、あまりに点数が低ければ、そのような選択肢もあり得ると思います。</li> <li>・過去の同様な業務の実績や、他地区における類似の業務の実績から整理された標準的な歩掛りがあり、その歩掛りを用いて算定しています。最近の実績と比較しても妥当な金額となっています。</li> <li>・応札状況を見てみると、過去には別な業者が企画競争に参加した実績もあり、決して今回の業者でなければ受託出来ないというものではありません。</li> <li>・過去の類似案件において、複数の者で競争した実績があります。</li> <li>・見積もりによって歩掛りを決めている訳ではなく、過去の実績等から整理された標準歩掛に基づいて実施していることや、事前に限度額の公表を行っており、業者の相違により金額が大きく変動するというものではないと考えています。</li> </ul>
	<p><b>3. 再度入札における一位不動状況について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見・質問なし。</li> </ul>	
	<p><b>4. 指名停止について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見・質問なし。</li> </ul>	
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし。</p>	
<p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし。</p>	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。